



# 第1章 計画策定の概要



## 1 計画策定の背景

我が国の平均寿命は、戦後、国民の生活環境が改善し、医学が進歩したことによって、急速に延伸し、いまや世界有数の長寿国となっています。

しかし、その反面、急速に進む少子高齢化に伴い、多様な生活習慣を背景とする生活習慣病の増加、これに起因して認知症及び寝たきり等の要介護状態になる者の増加は深刻な社会問題です。

すべての国民が健やかで、心豊かに生活できる活力ある社会とするために、生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病を予防する「一次予防」に重点をおいた対策を強化し、健康で自立して暮らすことができる期間「健康寿命」の延伸を図ることが重要です。

国では、平成12年に健康寿命の延伸と生活の質の向上を図ることを目的に、21世紀における国民健康づくり運動「健康日本21」を提唱し、これを支える法的基盤とし平成15年に「健康増進法」が施行されました。

「健康増進法」では、市町村は住民の健康増進をすすめるための、住民の主体的な参加による健康づくり計画の策定が求められています。

北海道では平成13年に「すこやか北海道21」、南空知地域は同年に「南空知健康プラン21」を策定し、平成24年度を終期とした取組みが進められています。

月形町においても、住民の主体的な健康づくりを支援していくために、健康日本21の基本方針を踏まえ、更に町の特性や健康課題に対応した行動計画として、「健康つきがた21」を策定します。

## 2 計画策定の目的

### 1) 住民参加、住民主体の健康づくり活動を推進します。

住民の皆さん一人ひとりの意思や価値観を健康づくり施策に反映させ、自らが健康づくり活動を実施する指針とします。

### 2) 生活習慣改善による予防活動を推進します。

生活習慣病予防「一次予防」を図るため、住民に生活習慣に関連した適切で実践可能な取り組み内容を検討します。

### 3) 住民主体の健康づくり活動を地域社会全体で支援する環境づくりを推進します。

一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組めるよう、「自分でできること」を目標化するとともに、個人を支える地域、関係機関、行政ができることを目標化し、地域組織づくり、連携体制を検討します。

### 4) 目指す方向性の共有と計画の進行状況を評価、検討します。

町の現状や課題から健康づくりにおける課題を明確化し、健康づくりの目指す方向性を住民の皆さんと共有化し、取り組みの体系化を図ります。

上記の目的の達成のために、ヘルスプロモーションの手法を取り入れ、具体的な行動を目標化し、到達目標を数値で設定し、目標の到達度合いや評価基準を明らかにします。

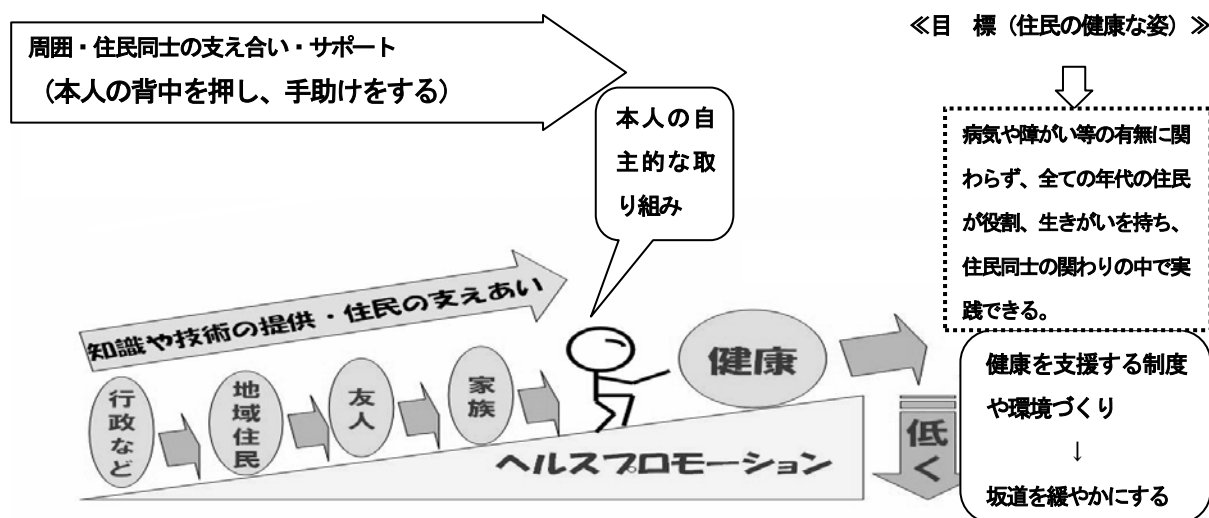
## 3 ヘルスプロモーションの考え方

ヘルスプロモーションとは「人々が自らの健康をコントロールし、改善できるようにするプロセス」と定義されており、住民が「その人らしい豊かな生活を送る」という目標に向かって進んでいくために主体性を重視した健康づくり行動をとること、地域、行政が住民を支えとともに、連携し、支える環境づくりをすることです。

町では住民の目標（目指す健康な姿）を「病気や障がい等の有無に関わらず、全ての年代の住民が

役割、生きがいを持ち、住民同士の関わりの中で実践できる」と定め、その目標に向かって健康づくり行動を実践する住民を地域、行政が連携し、支える環境づくりを行います。

### 《ヘルスプロモーションを図式化すると・・・》



## 4 計画の位置づけ・計画期間

### 計画の位置づけ

本計画は「健康日本21」の地方計画として、また「第3次月形町総合振興計画」の施策の体系化による月形町の保健福祉の方向性を示した「月形町総合保健福祉計画」の分野別計画です。

### 計画期間

本計画の期間は、平成24年度～平成33年度末までの10年間とします。

平成26年度（第3次月形町総合振興計画 計画終期）に中間評価、見直しを実施します。

上位計画である月形町第3次総合振興計画、健康日本21、すこやか北海道21の動向を確認し、計画に反映させます。

## 5 計画の策定方法

子育てや健康づくり活動をしている町民の代表者や関係団体、関係課職員、保健福祉係等からなる「月形町健康増進計画策定専門部会」を立ち上げ、各調査結果の分析や健康課題、健康づくり対策等の検討を行い、住民の皆さんの立場から意見を反映し、より身近で実行可能な計画を作りました。

計画内容については「月形町総合保健福祉計画策定委員会」の承認を得ます。

## 6 計画策定専門部会の役割

- ・生活習慣病を予防し、住民に健康寿命を延伸することを目的とした、町の施策に対する住民や地域の役割に関する意見を出します。
- ・「自分の健康は自分で守る」ことを基本に、住民主体で健康づくり活動が実施するために必要な施策や事業に関する意見を出します。
- ・町の健康づくり施策に関して日頃感じていることに関する意見を出し、専門部会員間で意見交換をします。
- ・平成26年度、計画見直し時に計画の進行状況の評価、意見交換を行います。